農家の皆さんへ

作付けした米は、全量指定集荷業者に売り渡しましょう！

ヤミ米は　売らない　買わない　運ばない

- 集荷業者の資格のない者に米を売り渡すことは、食糧管理法で禁じられています。
- 農林水産大臣の指定を受けないで米を集荷したり、知事の許可を受けないで米を販売することは、食糧管理法で禁じられています。

消費者の皆さんへ

まいにち食べるお米だから、信頼できるお店を選びましょう

おこめ 知事許可販売店

間違ったお米選びをしていませんか

「あら、またお米の安売りチラシだわ。こんなに値引きして、中身、ほんとうに大丈夫かしら」、「どれどれ。う〜ん、まあ値引が一概に悪いとは言えないけど。しかし、米の一定の品質を保って、極端な値引きをするのは難しいんじゃないかな」なんて声をよく耳にします。お米は、やっぱり適正な品質と価格で選ぶのが安心です。

ヤミ米には検査も表示もなく保証がありません

皆さん知っていますか！お米の袋には、工場（販売店）の名前とか品質基準とか、必要事項を必ず表示するようになっています。でも、ヤミ米にはそんな表示がしてありませんから品質の保証もありません。ですから、お米を買う時はご注意を。

「農薬の航空散布」にご協力ありがとうございました

ことしも、皆さんからご協力をいただき無事航空防除も終了いたしました。期間中は、ヘリコプターの騒音や外出時などにご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。おかげさまで病害虫の大量発生を防止することができました。今後も、皆さんからの一層のご協力をお願い申し上げます。

秋の農作業安全運動

みんなで農作業による事故をなくしましょう！

いよいよ稲刈りの季節。例年この時期はコンバインなどによる農業機械の事故が多発します。作業をする前は、機械の点検整備を充分に行い、安全運転に努めましょう。なお、コンバインなどの故障や稲ワラの除去作業は、必ず、エンジンを止めてから行いましょう。

建築確認の届出はお忘れなく

岩室村も、四月二日から「都市計画区域」（間瀬地区、山林を除く岩室、和納地区全域）に指定されています。この都市計画区域指定については、広報やチラシなどでお知らせしましたのでご存じのことと思います。

今回の指定で、村内の都市計画区域内では家を新築したり、一定以上の増改築をする場合には「建築確認申請」が必要となっています。この届出は、家屋の密集などを防ぎ住みよい環境づくりを進めていくために提出してもらうものです。もし、これを無届出しますと、工事中止を命じられたりすることもありますので届出はお忘れのないように。なお、建築確認申請にあたっては、次の要件を満たさなければなりませんのでご注意ください。

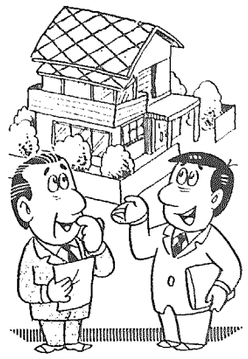

■建ぺい率の制限…建ぺい率とは、建築面積（建坪）の敷地面積に対する割合のことで、％以下であること。この建ぺい率の制限は、地上の空地を確保し、保健、衛生、防災に役立てようとするための制限です。

■容積率の制限…容積率とは、建物各階の床面積の合計（延面積）が、敷地面積に対して％以下（割合）であること。

■道路による制限…建築しようとする建物敷地は、幅員が4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。また、前面道路の幅員が4m未満の場合は、道路の中心線より2m後退したところに建物の位置を決めなければなりませんので、くれぐれもご注意ください。

なお、この建築確認申請は、その建物が建築基準法に違反していないかどうかを確認するために提出を義務づけられているものですので、新増改築をされる場合は、お忘れのないように。詳しいことは役場建設課まで。

ご存じですか、8月30日から9月5日は

建築物防災週間

〈十月一日は国勢調査〉

十月一日、全国一斉に国勢調査が行われます。

国勢調査は、大正九年から五年ごとに行われており、調査の結果は、国や地方公共団体のほか、学術研究機関や一般の会社などにおいても広く利用されています。

調査の対象は、赤ちゃんからお年寄りまで日本に住んでいるすべての方です。

九月二十三日から三十日までの間に、調査員が皆様のお宅に伺います。

調査事項は二十二項目。お答えいただいた内容は、統計以外の目的に使用することは法律で固く禁じられています。ご安心の上、ありのままをご記入ください。

調査票は十月一日から七日までの間に、調査員が集めに伺います。

皆様のご協力をお願いいたします。

国勢調査
総務庁統計局

ご利用ください「産業育成資金」

村では、中小企業のみなさんのため先月「地方産業育成資金」の貸付を行っています。資金の借入申請は、毎月12日（金融機関休業日の場合は前日）までに巻信用組合岩室支店か和納支店へどうぞ。

なお、詳しくは岩室村商工会（☎82—3209）か巻信用組合岩室支店・和納支店へお問い合わせください。

やひこ学園 やひこの里 新たに出発

昭和四十年以来西蒲原郡内の精神薄弱の児童のための施設として運営されてきた「やひこ学園」（弥彦村大字麓）が、平成元年度から施設の全面改築を行い、平成三年四月一日からは十八歳未満の児童を対象とした「やひこ学園」と十八歳以上の精神薄弱者を対象とした「やひこの里」が併設され、新しく生まれ変わることになりました。なお、施設について詳しくは役場住民福祉課までどうぞ。

●平成三年四月採用「やひこ学園・やひこの里」職員を募集します

■募集職種及び採用予定人員…①事務員　一名　②作業指導員　若干名　③生活指導員　若干名　**■試験日・場所**…10月28日㈰弥彦村保健センター　**■申込期間**…9月3日㈪〜9月28日㈮　**■受験資格**…西蒲原郡に住所を有し、昭和40年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた人で、高卒以上又は平成3年3月卒業見込みの者　**■**なお申込方法など詳しくは、やひこ学園（☎94—二三六二）へ。

秋の全国交通安全運動　九月二十一日〜三十日

ルールとマナーを再点検

交通事故によって亡くなった人は、昨年一年間で一万一千人を超え、過去十五年間で最悪となりました。今年に入っても依然増加の傾向にあります。

スピードの出し過ぎなどによる若者の事故、歩行中・自転車乗用中の高齢者の事故や、致死率が昼間の三倍である夜間の事故、土曜・日曜の週末の事故が多発しています。

重点目標は三点

ことしの「秋の全国交通安全運動」の重点目標は、①「若年運転者による無謀運転の防止」、②「シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底」、③「違法駐車の締め出し」の三点です。みなさんもこの機会に改めて点検し、見直してみましょう、自分自身を、家族を、地域社会を。交通ルール、マナーに沿った安全行動がとれているか、阻害するものはないか。期間中に、家族で一度は話し合ってみましょう。

104番（番号案内）の無料措置申込み

一〇四番への電話番号問い合わせが、ことしの十二月一日を目途に有料化されます。ただし、身体障害者手帳をお持ちの障害者（障害の程度により異なります）は、事前に申し込みをすれば、今までどおり無料で番号案内を利用することができます。

■申込方法…今月一日から受付開始、NTT各支店のお客様窓口へ。（郵送も可）身体障害者手帳（又は戦病傷者手帳）と印かんを持参。代理の方でも可。なお、対象となる方及び申し込み方法などについての詳しいお問い合わせは、局番なしの一一六番へお気軽にどうぞ。

引き揚げ者の皆さんへ 保管物件が返還されます

税関では、終戦後の混乱期に戦地から引き揚げてきた方々が、当時国内に持ち込むことができなくて税関などに預けた通貨や証券などをお返ししています。お心当たりの方は、お気軽にお問い合わせください。

なお、手続きは本人だけでなく、家族の方々でもできます。
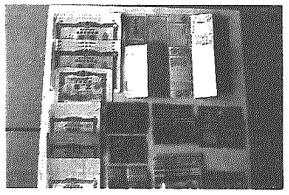
〈問い合わせ先〉新潟税関支署統括監視官部門　〒950 新潟市竜が島1-5-4 ☎025—244—9314へ。